

児童センターいじめ防止等基本方針

盛岡市社会福祉事業団

(令和6年9月26日理事長決裁)

1 趣旨

この基本方針は、児童の尊厳を保持するとともに、児童の安全・安心を確保するため、児童センターにおけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための基本的な方針を定めようとするものである。

2 いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項）

<注意>

いじめに当たるか否かの判断は、強い者から弱い者に対して一方的に行われているとか、継続的に行われているとか等表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場にたって行うことが大切である。

3 いじめに対する基本認識

- (1) いじめは、人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは、被害児童に対する支援や、加害児童、観衆及び傍観者に対する適切な指導が必要な問題である。
- (3) いじめは、児童センターや家庭、学校などの関係者が連携し、協力して取り組む問題である。

【人権侵害とは】

- ア いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害する。
- イ いじめを受けた児童等の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。
- ウ いじめを受けた児童等の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

(いじめ防止対策推進法第1条)

4 いじめの未然防止

- (1) **児童に対する啓発**（児童センターにおいていじめが多く発生している場合等に行う。）

- ア いじめについて児童が自ら考える機会を設ける。
- イ 「いじめをしてはいけません」のような管理的な標語ではなく、児童自らがいじめをしない旨の標語を作り、掲示する。

※標語の例

- ・私たちは決していじめをしません。
- ・いじめられている子にはやさしく接します。

(2) 職員の対応力の向上

- ア 研修を行う。
- イ 発達支援専門員が児童センターを巡回して助言指導する。
- ウ 児童センターにおいて勉強会を行う。

(3) 学校との連携

- ア 学校の「いじめ防止基本方針」を把握するとともに、学校におけるいじめの実態及び対策について、情報を収集する。
- イ 児童センターにおけるいじめや特性の強い児童について、学校と情報共有する。

5 いじめを認知したときの初期対応

いじめを認知したときは、いじめに関係する児童一人一人から別々に聞き取りを行う。

(1) 被害児童への対応

【事実確認】

- ア いじめを認知したときは、「いつ、どこで、誰から、どのようないじめを受けたのか」等を聞き取り、事実確認を行う。
- イ 他に誰か見ていた児童がいないか聞く。
- ウ いじめを受けた辛さにじっくり耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援内容】

- ア 加害児童に対して「いじめを絶対してはいけないこと」等を指導することを被害児童に伝えるとともに、いじめは絶対許さない職員の姿勢を伝える。
- イ 自己肯定感を保持するため、被害児童のよさや優れているところを話し、心のケアを行う。
- ウ いつでも相談に応ずることを伝える。

<注意>

「あなたにも原因がある」「それくらいのいじめなら我慢しよう」「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

(2) 加害児童への対応

【事実確認】

- ア いじめを認知したときは、「いつ、どこで、誰に対し、どのようないじめを行ったのか、なぜいじめを行ったか」等を聞き取り、事実確認を行う。

イ つじつまが合うか確認しながら、うそやごまかしのないよう聞き取る。

【指導内容】

ア 不平不満など加害児童の気持ちなどをじっくり聞き取る。

イ その行動がなぜよくないのか理由を示し、いじめは決して許されないことを理解させる。

ウ 被害児童の辛い気持ちを考えさせ、自分が加害者であることを自覚させる。

エ 被害児童にも非があるなどの責任転嫁を許さない。

オ いじめをしないで、仲良く接する等今後の行動について考えさせる。

(3) 観衆及び傍観者への対応

【事実確認】

目撃者がいた場合は、当該目撃者からも目撃した内容を聞き取る。

【指導内容】

ア 観衆（周りではやしたてる児童をいう。）及び傍観者（見て見ぬふりをする児童をいう。）には、被害児童が観衆や傍観者の態度をどのように感じていたのかを考えさせる。

イ 観衆や傍観者がいじめを助長していることを理解させる。

ウ これからどのように行動したらよいか考えさせ、いじめを許さない気持ちを育てる。

(4) 被害児童の保護者への伝達

ア いじめについて確認した事実と支援した内容について、その日のうちに被害児童の保護者に加害児童を明らかにしたうえで正確に伝える。なお、当該伝達は、可能な限り加害児童の保護者に伝える前に行う。

イ 今後、被害児童と加害児童を注意深く観察し、適切に支援・指導していく方針を伝え、理解と協力を得る。

ウ 伝達後も児童センターにおける被害児童の様子を伝えるとともに、家庭での様子を聞く。

<注意>

「被害児童にも問題があるからいじめに合う」などと誤った発言をしない。

(5) 加害児童の保護者への伝達

ア いじめについて確認した事実と指導した内容について、その日のうちに加害児童の保護者に被害児童を明らかにしたうえで正確に伝える。なお、当該伝達は、可能な限り被害児童の保護者に伝えた後に行う。

イ 被害児童の様子を伝え、いじめについて認識してもらう。

ウ 伝達後も児童センターにおける加害児童の様子を伝えるとともに、家庭での様子を聞く。

<注意>

これまでの子育てについて批判するなど保護者を非難することはしない。

(6) 記録及び情報共有

- ア いじめに関する事案は、その内容、児童センターの対応等経過がわかるように記録する。
- イ 職員自身の感想など主観は、排除する。
- ウ いじめに関する事案は、職員間で情報共有するとともに、所長を中心に全職員が一致協力して取り組む。

(7) 事務局への報告

次に掲げる場合は、速やかに事務局に報告する。

- ア いじめにより児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められる事案
- イ 保護者が盛岡市の子ども青少年課又は教育委員会に通報した事案
- ウ その他児童センター・学校間を超えて問題となるような事案

6 いじめの初期対応後の対応

- (1) 被害児童及び加害児童の行動を注意深く観察し、必要に応じ適切に支援し、又は指導する。
- (2) いじめの解消は、次の要件が満たされていることを面談等により確認する。
 - ア いじめに係る行為が最低3か月止んでいること。
 - イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

7 学校への通報等

児童センターにおいて発生したいじめのうち、次に掲げる事案については、速やかに学校に通報し、情報共有を図りながら、連携して対応する。

- (1) 暴行、傷害等児童の生命や心身に被害が生じた疑いがあると認められる事案
- (2) 金品の要求等児童の財産に被害が生じた疑いがあると認められる事案
- (3) いじめが継続的に行われている事案
- (4) その他学校と情報共有しておいた方がよいと認められる事案

【参考】

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（いじめに対する措置）

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。